

第 11 回 官業民営化等 WG 議事録（外務省・文部科学省ヒアリング）

1. 日時：平成 16 年 10 月 4 日（月）13:30～14:00
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
3. 項目：国際文化交流に係る助成金の交付
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、安念専門委員、福井専門委員

○外務省

広報文化交流部 文化交流課長 片山 和之（以下「片山文化交流課長」という）

広報文化交流部 文化交流課 外務事務官 斎藤 康平
（以下「斎藤外務事務官」という）

独立行政法人国際交流基金総務部 総務課長 吉川 竹二（以下「吉川総務課長」という）

○文部科学省

文化庁長官官房国際課 国際文化交流室長 石原 秀樹
（以下「石原国際文化交流室長」という）

文化庁文化部芸術文化課 支援推進室長 岡本 親宣

○福井専門委員 お忙しいところ、御足労いただきありがとうございました。

それでは「国際文化交流に係る助成金の交付」について、御説明を両省からということではよろしいのでしょうか。

では、両省から併せて、できれば 7、8 分ぐらいで御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○片山文化交流課長 それでは、外務省の方から、まず説明させていただきます。

外務省の文化交流課長の片山でございます。

御質問に対する文書での回答はもう既に手元にお配りさせていただいているかと存じますが、その内容全体に関わるような総論的なお話を冒頭でまずさせていただきたいと存じます。

国際交流基金と外務省の関係でございますけれども、国際交流基金のいわゆる助成金の交付事業といいますのは、外務省の基本的な外交政策、例えば、国別とか分野別、あるいは国別であっても二国間関係で今どういうことが問題になっているのか。あるいは例えば、国交樹立何十周年とか、そういう記念の周年事業がどういうタイミングであるのかとか、あるいは今、ある特定の国に対して、文化交流をやるときに、特にターゲットにすべき対象というのはどういうものなのか、そういうこと等を含む外務省の基本的な外交政策を踏まえていただいて、基金の文化交流に関する知見あるいは

その専門性に基づいて、案件の需要の度合いとか申請者の適格性の問題とか、あるいは対象となる文化交流の芸術的なレベル等々を勘案しまして、外務省と基金との間で相談しながら、裁量的に判断をして、その外交政策に資する、より効率的かつ総合的なその事業を選択をして作用するというプロセスでございます。よって、外務省の外交政策の指針、これは勿論より明確にシステマティックに示していく必要はあるわけでございますけれども、刻々と動く外交の中で、マニュアル的にこと細かくその外交政策の指針に基づいて、機械的・技術的に手続を踏めば採用すべき事業が一義的に選択できるというような単純なプロセスでは必ずしもないと考えております。

その裁量的な判断と言いますのは、助成事業の採否を決定するプロセスもでございますし、更にその採用された事業が実施されている、そのオンゴーイングのときの事業に対する諸々の判断もでございますし、更にはその事後的な判断ということもでございます。例えばある国で日本映画祭が行われて、その映画祭に出す映画に対する助成を行うといった場合に、色々な外交的な判断でもって、助成を行う特定の事業を決める。それが急遽諸々の事情で、その映画が上映できなくなったとした場合に、基金としてどうするか判断が求められます。例えば、その助成はもうやめるか、急遽別の映画に差し替えるか、逐次外務省とも相談していただきつつ、その相手国の歴史的、文化的な事情も判断した上で、あるいはその時点での二国間の政治関係なども判断をした上で、臨機応変な対応が求められるという分野ではないかと思っております。

助成事業といいましても、基金が助成をする事業もあれば、あるいは基金独自の判断で主催をしたり、あるいは共催をしたりというような判断もございまして、やはり全体として、その外交政策に資する国際文化交流事業を効率的かつ総合的に行うためには、その基金の知見や経験、あるいはその専門性を総合的に活用するということがやはり適当なのではないかと考えております。

他方、お配りした資料にも書かせていただいておりますし、また別添にも付いておりますが、既にその助成事業のプロセス全体を外部に委託するというのは、先ほど申しましたような理由でなかなか難しいのではないかと考えておりますが、その中でより事務的な部分については、一部既に外部委託を行っているケースもあるようでございますし、更にその別添である程度、個別具体的に整理を表でさせていただいておりますが、更にそういう分野について、これまで以上にその外部委託を検討していく余地はあるかもしれないと考えてございます。

お手元にお配りした資料の論点については、今、全体的にお話したところに基本的にはかかっていることでございますので、ここで読むことは差し控えますが、基本的には以上のような考えでございます。

○福井専門委員　ありがとうございました。

続けて、文部科学省、お願いいたします。

○石原国際文化交流室長　文化庁長官官房国際課国際文化交流室長をしております石

原と申します。よろしくお願いいたします。

文化庁では、文部科学省設置法に「国際文化交流の振興に関する事」という一語がございますが、その中に括弧して「外交政策に係るものは除く」ということになっておりますが、この所掌事務を踏まえて、国際文化交流に関する業務について、特に海外の芸術文化との交流から刺激を得て、国内の芸術文化の推進を高める日本文化の振興の観点。

それから、対外的日本文化の理解の増進を図る観点から、相手国政府と協議を行ったり重点を置く対象国を選択するなど、いろいろ高度な政策判断を要する業務を行っております。

このような業務については、その業務の性格から、民間開放にはなじまないと考えております。

以上でございます。

○福井専門委員 ありがとうございます。

それでは、質疑といたしたいと思います。

○安念専門委員 よろしゅうございますか。先ほどの日本映画祭を海外で行うという場合にも専門的な判断が必要であるとおっしゃいましたが、そういう場合、どういう専門的な判断というのがあり得るのでしょうか。

○片山文化交流課長 専門的というのは、特に外交関係、二国間の関係で、例えば、アジア諸国については特にそうかもしれませんけれども、いろいろ歴史に関わるような話とか、現地の内政問題に係るような話とか、二国間の今、特に微妙になっているような政治問題あるいは二国間の懸案の問題にかかるようなもの等との兼ね合いで、映画の内容等が基金として助成を行うものとして適当かにつき判断するにあたって慎重な対応をすべきではないかということです。この点は勿論一般論として外交政策として事前に、こういうことに留意すべきことという抽象的なことは箇条書きで基本的な政策として示し得ると思うんですけれども、どうしてもそれに照らし合わせて、個々具体的にそれが本当に適当なのかどうかと、こういう案件は適当なのかどうか、あるいは全体の中でより重要性が高いのかどうかというような判断というのは、ケース・バイ・ケースで色々な我々の知見、我々の外交政策に対する考え方と基金の専門的な知見、これまでの蓄積等を兼ね合わせながら、臨機応変に対処していく必要があります。正しい判断であっても、そこはタイミングがずれてしまうと、必ずしもいい効果が出ないというようなこともございますし、特にそういう関係で基本的に外交政策の政策立案官庁である外務省と、国際交流事業を実施する基金との関係で、連携を取りながらやっていくという今の体制が、基本的には一番そういうものに対応できる体制ではないかなと思っております。

○安念専門委員 それは全く前段の方はおっしゃるとおりで、例えば、日本映画の中に今ごろこんなものはないと思うけれども、シンガポール陥落万歳とか、山下奉文大将

万歳などというのがあって、それをシンガポールの映画祭に出すなど、そんなことはしてはいけないというのはわかるんですが、そういう判断をしてはいけないということと、その仕事が国際交流基金でないといけないということにどういう関連があるのかがよくわからないんです。

先ほど、その外務省に蓄積されているさまざまなノウハウがある、知識があるのは勿論おっしゃるとおりでしょう。それは要するに、民間であってもその外務省とで相談しながら、ちゃんとやりなさいよというふうに契約の一項を盛り込んでおけば、それで十分なことなのではないだろうか。

例えば、日本映画について言えば、国際交流基金にだけ日本映画の海外普及に関する専門家がいるとは、私はとても思えない。それはもっとほかのところにいるはずであって、そういうもっと適材適所がいるはずなんですから、そういう方を御活用になる方が賢明なのではないかと私は思うんですが、いかがなものでございましょう。

○福井専門委員 簡潔にお願いします。

○片山文化交流課長 あとで基金の方からも整理と補足をさせていただきますけれども、おっしゃる点は一理あるかと思うんですけれども、基金は外務省の所管の独立行政法人であり、理事長が大臣の任命であるとか、あるいは独立行政法人国際交流基金法の第17条に基づき外交政策の遂行上緊急の必要があると認められるときは、基金に対し必要な措置をとることを求めることができる体制になっておりますので、外務省の外交政策がよりダイレクトに機動的、効率的に反映できます。さらに、これまでの知見、それから、総合的に国際交流をやっておりますので、よりその効率的かつ総合的に対応できるというメリットはあると思います。

勿論おっしゃったとおり、例えば、外務省が個々のコンサル会社とか、あるいは企業と契約を結んで、こうこうこうしてほしいと御願います。それで基本的な指針を示し、かつ具体的な問題が起きたときに相談ベースで、そこでうまく対処するということはあり得ると思うんですけれども、そういうことのメリットとそれに伴う、例えば個別に一般入札をして、どこのコンサル会社を選ぶということに伴う、幾つかの作業等を比較した場合に、必ずしもそのメリットが大きいとは思われません。

○吉川総務課長 映画を紹介するということは、日本の今の文化を紹介するということです。その国で何を紹介すれば一番いいのか、それは映画であり、舞台芸術であり、展覧会であったり、お茶、華道、生活文化やスポーツであるかもしれませんがその国情、最近の情勢、そういうものも踏まえる必要がありますので、例えば、映画であれば、映画の民間の団体がすごくあると思いますし、他の分野でもスポーツ団体等もあると思います。しかし、そういう国際交流のさまざまな分野を総合的に見て何を送ったらいいのか、その年のその場所だけではなくて、数年間のスパンで考えるということ、すなわち日本に関する総合的な理解を得るためにどうするかということを考えるためには、公演、舞台芸術その他のあらゆる分野にある程度専門的な知識があるとい

うことを横軸にしてその国に何を紹介したら最も対日理解の促進に資するかという国別の事情の把握を縦軸にして総合的に考えることが必要です。

さらに、単にパフォーマンスを見せれば十分ではなくて、文化的背景等をどう説明をするかということも重要です。単に茶道、華道を見せる、これも大事ですけども、では、なぜこれは日本の特徴なのか、その説明をするということも必要です。ちょっと長くなりましたけれども、そういう色々な多様な分野の中で何が適切か、その国にどう合っているかを考えなければなりません。

○福井専門委員 わかります。それは全然だれも否定していないので、要するにそれがなぜ国際交流基金の直接の職員の方でないとできないんですかというのが、安念専門委員の質問の趣旨です。

何か特別の資格とか研修とか、あるいは学歴とか要求しておられるんですか。

○吉川総務課長 それはそういう国際交流専門官という1つの資格があるわけではありませんが、日本にとっても新しい分野ですので、そういったものをコーディネートする。そういういろいろな各分野の色々な知見の人を集めて、それをコーディネートしてプログラムをつくっていくことが大事です。

○福井専門委員 コーディネートするのが、国際交流基金の常勤の職員でないとできないとは、さっきからお話をお聞きしても全く思えないものですから。安念専門委員と同様私もそうは思えない。理由がよくわからないんです。

○吉川総務課長 ですから、それをオーガナイズする人がだれかが必要なんだということについてはそのとおりでございます。

○福井専門委員 要するにここの論点はおっしゃる仕事の重要性は勿論大前提だということで、それをだれがやるのが一番適切なのかと。国際交流基金の常勤の職員でなければ成し得ぬことなのだろうかというのが論点なんです。そこには何か端的な根拠はございますか。

○吉川総務課長 基金はそういった分野の専門家、国毎の専門家にそのときどきに集まっていたいて、それでどうしたらいいかということを図ったりしております。

○福井専門委員 コーディネートできるだけの一種の知識なりノウハウなりの蓄積がある方であればできる仕事ということになりますね。それはノウハウの蓄積度合いとか学識の度合いによって決まるかもしれないけれども、基金の職員であるかどうかによつては必ずしも決まらないですね。

○吉川総務課長 ただ、そういうものを単に個人ですと、継続性等色々な事情でうまくいかないところもあり、それはやはり一種の組織の中でつくっていくというのが必要だと思います。

○福井専門委員 継続的に、仮に組織が違ったとしても、それが承継されて、一種のデータベースなり活用できるような知見として維持、活用できていけばいいということでしょうか、おっしゃる御趣旨からは、その基金が直営でないといけないという

ことには直ちにはならないですね。

先ほど御説明のあった大臣が理事長を任命するからというのと、理事長が外務大臣の意見を聞くことができるということですが、これは理事長が大臣任命でなければ外交判断はできないということになりますか。

○片山文化交流課長 それは必ずしもそういうことではないと思いますけれども、外務省の外交政策をより正確に、より迅速に反映していくには、そこには勿論その外交政策の立案という世界があり、それに基づいて文化交流という切り口でそれを外交政策に資する活動を行うという実施の部分もあり、この政策立案の部分と実施の部分が、お互いのコミュニケーションに基づいて、何が一番政策に資するかという観点で物事を決めると。そのときによりこれまでの蓄積あるいは各分野での知見があり、かつ外務省の色々な外交政策についての色々な知識や判断があるということです。

○福井専門委員 そこはわかりました。さっきから申し上げているとおり、その知識や経験やノウハウがちゃんとあった方がいいというのはおっしゃるとおりでしょうけれども、御説は直ちに国際交流基金でないといけないということになっていますので、そこはやや遠いのではないのでしょうかという趣旨です。

もう一つは、大臣が任命するから、あるいはその監督権があるから、すなわち任命権や監督権があるから基金がちゃんと仕事をするんでしょうかということですね。だったら逆に言えば、監督権や任命権がなければできないような組織なのか。本当にそれが適切な仕事をやる源泉なのではないのでしょうかというのは、はなはだ疑問に思うんですけれども。

そうではなくて、むしろ、いみじくもおっしゃったように、やはり長年の蓄積、専門家を配置して蓄積されたノウハウ、技術があるからできるんだというのが恐らく本質でしょうから、だとすれば、なおさら民間でもいい。あるいはより専門家が集まった別の組織の方がいいということになるのが自然な結論だと思いますね。

仮に百歩譲って任命権や監督権がなければ絶対ちゃんとできない。今の基金というのはそういう権力的行為を基にしていないと、ちゃんと働かない組織だという前提が仮に正しいのであれば、そういうものを場合によったら、契約上の義務としてかけるという、先ほど、安念委員が言ったような別の形での担保も十分代替的ではないでしょうか。

○片山文化交流課長 資料の別添にも色々な場合分けで、その助成の実施、助成を決定するそのプロセスとか、それが事業が実施されている段階、その後のチェックの段階等、一応カテゴリー分けをして検討しておりますが、今おっしゃったようなことについては、やはりその基金の方が主体的にやるべき分野、それから、必ずしもその基金でないと本来の目的が達成できないということでは必ずしもない分野に分けられると思います。外部の委託が可能な分野というのは、現に一部行っているようでございますけれども、それは引き続き検討する余地はあると思います。

○福井専門委員 この別添2に整理していただいたような外部委託可能なところは是非やっていただくのは大変結構なことだと思いますし、更にそういう分野を増やしていただくというのは大変結構なことだと思うんですが、むしろこの根幹の部分ですね。ここで外部委託できないという御判断を示されている部分も、先ほどからお聞きした限りでは、必ずしも国際交流基金の常勤の職員でないと成し得ぬということは、御説明の論拠として十分でないように思われます。どういう担保措置があれば、逆に言えば、民間でもできるのかというような方向で是非御検討いただきたいと思います。

○斎藤外務事務官 国際交流基金の場合は、助成事業だけではなくて、タイプとしては主催とか共催とか、ほかのタイプの事業も展開しておりまして、例えば、日米150周年で集中的にアメリカに対して事業を行うという場合であれば、基金がある事業で日本の伝統芸能を送るなり、現代芸術を送るといった主催事業を核として、その周りにいろいろな市民の交流なり、いろいろな団体の自発的な交流事業に対する助成の組み合わせを行って、主催事業と助成事業を組み合わせとして事業を行うということで、それで全体として、その国に対して対日理解の総合的な促進を図るというやり方をやっております。そこで、助成事業だけをそこから切り分けて、それだけその外部委託をするという形にしてしまいますと、基金として主催にするか助成にするかというフレキシビリティの部分が欠け、全体のコーディネートもしにくくなってしまうので、全体としての効率性、効果が落ちることが考えられます。

○安念専門委員 それは御心配の必要はありません。主催事業も民営化すればいいんです。それだけの話です。何の問題もありません。

○福井専門委員 主催事業をやり続けないといけないというのも、それはそれで独立の論点ですが、ここでの問題意識と同様に、なぜ基金でなければできないのかということについては、全く同じ問題があり得ると思います。

○吉川総務課長 運営費交付金は、その達成目標に向けて一番最適の方法で最適の予算配分で行うということになっている。それを独法評価委員会が評価するということですから、その交付金の使い方の中身があらかじめ補助金のように決定しているわけではありません。

例えばアメリカに公演事業をやります、展覧会をやります等どのような事業を展開するかということをまず決めなければいけない。それを決めるのは、アメリカに得意なある団体があり、展覧会等を実施できる団体もありますけれども、団体各々にいろいろな専門分野があるので、やはりまず政策的な判断から、例えば17年度はどういう事業がどういう形でやったらいいかというのを考えて、その先に民間の方と協力したりしてやっていく。その協力のやり方がどのような度合いの中でやるかということはあると思いますけれども、やはり最初の全体的な計画を作成するところは、総合的に考えてつくっていくということは求められているのではないかと思います。

○福井専門委員 それはそうだと思うんです。ただし、そうであるとしても、総合的

にいろんな国のバランスを考えるとというようなことが、基金以外のいかなる民間団体にもできないのかどうかということです。これは今たまたまやっておられるからノウハウは集積していて慣れているというのは当たり前のことですから、やらせてみて、ほかにそういうことを受け皿になるような民間団体がないと言い切ることはできないわけです。更に言えば、政策判断ということをや非常に強調されるんですが、政策判断として二国間関係や多国間関係でどういうバランスを取るのかということは、もし、そのものずばり、それが政策判断であれば、それは基金のやるべきことではないでしょう。外務大臣がやるべきことです。外務大臣が決めて、その大綱の下で後は大綱を一番適切に実施し得る人がやればいいだけのことで、それは民間のはずです。基金がどちらにせよ、外務大臣の判断を肩代わりできるというのは、これはもともとおかしい話ですね。これ自体が公務員組織ではないわけですから。

とすると、それは外務大臣と民間団体との分業ということはあるけれども、基金がとにかく元締めでないといけないというのは、ますます不必然だという気がいたします。

○鈴木主査 今のは私も言うように、何を選ぶのかというものを含めての民間委託ということになれば意味はないし、それについては今言ったとおりだというふうに思うけれども、ただ、こちらからの方の設問の中の問、特に2つ目の中では、助成金交付対象選定以外の分については、単なる給付事務であるから民間に任せても問題はないと考えるがどうだという、かなり遠慮して、この選定事務を除いて給付事務だけについて、それはどうだと問うているんですけれども、それに対しての御返事は、そういう選定事務以外の給付事務についてもということでしょうね。機械的な処理以外の事務が多いと、こういうふうにお答えになっておる。単なる給付事務とは言えないとおっしゃっておるが、これはどういう意味ですか。選定せられて、これだけの予算でこういうふうにしてやるよというので、これを支払ってもらいたいというのが、それが単なる、いわゆる機械的な処理以外の事務が多いという、何がそこに政策的判断だとか何が入り込んでいるんですか。

○吉川総務課長 お手元の資料の5ページ、別添2のところにその細かい仕事の中身について書いております。一番右側が「民間（外部）委託への可能性」ということで、ところどころに外部委託は検討可能ということが書いてあります。

○鈴木主査 要するにやっているということですね。

○吉川総務課長 やることは可能ということで、要するにやることができないものは、その助成を決定して助成対象費目を決定した後の段階においても、例えば、確定時の段階においても変更があった場合にそれを認めるかどうかの判断、あるいは評価等はやはり補助金等の予算の執行の適正化に関する法律が準用されている基金自身が果たすべき役割ということになっておりますので、それを直ちに民間の方にお任せするということとはできないと思っております。

○鈴木主査 それは対象選定というものをしたけれども、その対象の内容は変わると

ということであるならば、それは選定の部分の中に入るでしょうね。

○吉川総務課長　そういう一連の流れはございます。評価も含めまして。ですから、そういう以外の色々な事務的なレベルにおいては、勿論ちょっと技術的に難しいところは、海外向けの申請が多いものですから、世界各国に助成申請書をやり取りするということがあり、結構お金もかかり得るということで進んでいないところがあります。これはその基金自身の合理化の観点から今後検討していきたいと思います。

○鈴木主査　わかりました。ただし、それは最低限の我々のこの質問の押さえであって、質問の全体が意味しているのは、そういう決まったお金の支払いという出納係ではなくて、ポリシー自体の決定という段階、あるいは変更という段階を含むものだという事柄は重々お忘れないようにお受け取り願いたいですね。

○福井専門委員　よろしいですか。

○安念専門委員　はい。

○福井専門委員　御検討のほど、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。